

持やライフラインの確保に関わる基本的かつ重要なものが含まれており、食糧やガソリン等の確保は平時からの取り組みが求められる。また初期の段階（発災直後の緊急段階）で応援要員の派遣があったり、派遣予定を確保したりすることも重要であると考えられる。

5-1)① 支援があつて 助かったこと	
B 県 K 児童相談所	人命救助につながったこと。
B 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の支援（本庁経由の） 一時保護児童の食糧支援 ⇒ 市内のスーパー等食料品店舗は閉まっており児童相談所の自助努力では食糧確保は限界であった。子どもの食事なので健康面や情緒面からも備蓄の非常食品（カップラーメン、乾パン等）は2～3日が限界。少しでも温かい美味しい食事を提供したかったなかで、全国の大手コンビニやチェーン店からの寄贈は大変助かった。</li> <li>本庁の支援</li> <li>・ガソリンの供給支援</li> </ul>
B 県 M 市児童相談所	<p>児童相談所のみならず市全体として支援を受けて助かったのは以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市ガスの復旧について、T 市からガスパイプが M 市につながり、1 か月で都市ガスが復旧した。</li> <li>・ガソリンについても県内は道路が寸断されガソリンが届かなかったが、T 市からのルートで供給されることになりおおいに助かった。</li> <li>・臨時一時保護所設置準備においても、スタッフは T 市から保育士派遣予定をいただき助かった（実際は要保護児童のニーズがなく支援は受けずに済んだ）。</li> </ul>
A 県児童相談所	<p>避難所の巡回の際、人が足りなかつたので、R 県・E 県からの応援が情報収集・要保護児童の発見に助かった。R 県からは2人・5日間、E 県からは2人・3日間の応援をいただいた。約30か所の避難所の訪問をしていただいた。比較的近場の避難所に行っていた（下記5-1)②と合わせた回答）</p>

5-1)② 有効であつた 支援内容	
B 県 K 児童相談所	自衛隊の緊急ヘリや救助ボートの出動。
B 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護児童の食糧支援 ⇒ その日その日に食糧を確保する不安があつたが、本庁から食糧を取りに来るよう指示がある都度安堵した。ガスが止まっており卓上ガスコンロや電気だけでは調理にも限界があり、半調理食品や温めて食べることができる食品はありがたかつた。</li> <li>例：すき家の牛丼やカレー50食提供、コンビニのおにぎり、うどんなど</li> <li>・本庁が公用車を緊急車両指定してくれたことで優先的にガソリンスタンドからガソリンを提供されることになり、安否確認等の業務がスムーズに行われるようになった。</li> </ul>
B 県 M 市児童相談所	都市ガスとガソリンの T 市からの支援。東西エリア間の支援は機能的で有効であつた。

#### 6) 中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）の支援の成果

中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）で助かったり、有効であつたりした支援は「人員派遣」に関するものが多かつた。支援の内容を見てみると、「避難所や学校、保育所等における要保護児童調査」、「子どもの心のケアチームの一員としての活動」、「子どもの心のケア等巡回指導への協力」、「保育所巡回相談」、「乳幼児健診の相談事業」、「支援者（児童福祉司・心理担当）と共同での避難所、学校等訪問調査」などであつた。

5-2)① 支援があつて 助かったこと	
B 県 K 児童相談所	厚生労働省による他自治体（児童相談所）職員の派遣

B 県中央 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先に記載した復旧活動としての①避難所の孤児遺児把握、心の相談、②保育所の巡回相談、③乳幼児健診での心のケアに全国児童相談所の職員 22 名が派遣され、マンパワーの戦力、専門性、行動力に非常に助けられた。</li> <li>・中央児童相談所職員は B 県中央児童相談所支所への応援に職員 3 名を出していることもあり、①②③とも、児童相談所職員だけでは対応が困難であった。</li> </ul>
C 県 N 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者と共同での避難所、学校等の訪問調査(孤児・遺児と要保護児調査・児童の急性ストレス症状への対応啓発活動)を行えたこと。</li> <li>・所に残った職員の電話連絡により、保育所、学校、里親、管内の児童福祉施設等の状況把握が出来たこと。</li> </ul>
C 県 N 児 童 相 談 所 分 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者と共同での避難所、学校等の訪問調査(孤児・遺児と要保護児調査)、障害児等への対応・親支援の方法、急性ストレス症状への対応啓発活動)を行えたこと。</li> <li>・職員の少ない事務所であるため、支援の人員により実施できる活動が増えた。また、車両の持ち込みにより機動力の発揮がなされた。事務所の車両が使いにくい状況(公用車の台数、ガソリンの入手困難)であったので、原発の問題が解決されておらず、震災後 1 か月後の不安定な状況の中、ベテランの職員の支援は心強かった。</li> </ul>
A 県児童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我々は遺児の情報収集にまで手がまわらなかった。市町村あるいは県の振興局と協力して、情報収集にあたっていただいた。</li> <li>・小・中・高校を訪問していただいて、間接的に遺児の生活状況なり学校での様子の情報を入手していただいた。また遺児の名簿もつくっていただいて、市町村・県のものをつきあわせをして、整理していただいた。非常に助かった。(5-(2)②と合わせた回答)</li> </ul>

児童相 談所名	5-(2)② 有効であった支援内容
B 県 K 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所や学校、保育所等における要保護児童調査震災孤児数：60 人(平成 23 年 9 月 21 日現在)、震災遺児数：293 人(平成 23 年 9 月 11 日現在)うち避難所等で把握された震災孤児数(3 月 24 日～4 月 1 日 63 避難所)で 13 人、(4 月 5 日～4 月 14 日 189 避難所)で 7 人。</li> <li>・「B 県子どもの心のケアチーム」の</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>一員として、避難所、保育所等を訪問し子どもの心のケアを行う(児童福祉司、児童心理司)。同チームは延べ 978 か所の避難所を訪問。</li> <li>・「子どもの心のケア保育所等巡回指導」への協力：児童福祉司、児童心理司、保育士による保育所等の巡回指導を実施し、子どものケアを行うとともに、要保護児童の把握を行った。</li> </ul>
B 県中央 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①の避難所巡回相談事業について：避難所で生活する住民の方々は日々生活するのが精いっぱい心身ともに疲労困憊の状況であり、誰も相談するゆとりはない。他府県児相職員は B 県中央児相の職員とペアで巡回するが、住民への声掛けの手法や、子どもとの会話手法、住民への傾聴的共感的面接態度など、児相職員ならではの専門性を十分発揮していただいた。</li> <li>②の保育所巡回相談事業について：派遣職員のペアで巡回相談を実施していただき、中央児相の負担軽減にも有効であった。</li> <li>③の乳幼児健診の相談事業について：東京都の心理司は本事業担当として派遣され、乳幼児健診での心の相談を 9 月から 3 月末まで 8 か月間、事業の専任になって活動していただき、安心して事業を任せられる人材で非常に助かった。</li> </ul>
C 県 N 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者(児童福祉司・心理担当)と共同での避難所、学校等の訪問調査。</li> <li>・支援者(小児精神科医：日本児童青年精神医学会からの派遣医師)による保育所・幼稚園の保育士・幼稚園教諭等に対する講演、ワークショップ、資料の提供等。</li> </ul>
C 県 N 児 童 相 談 所 分 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者(児童福祉司・心理担当)と共同での避難所、学校等の訪問調査 支援者(小児精神科医)による保育所・幼稚園の保育士・幼稚園教諭等に対する講演、ワークショップ、資料の提供等。</li> <li>・震災とは関係なく、保育士・幼稚園教諭等からの障害児等に対する対応方法、親支援の在り方についての相談が多かった。</li> </ul>
C 県中央 児 童 相 談 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>孤児は発生していないだろうという予測の確認ができた(市内某所から転居した孤児については、元の管轄児相で把握していた)。</li> </ul>

7) 初期の段階(発災直後の緊急段階)の支援によって発生した問題と今後取り組む

## べき課題

初期の段階（発災直後の緊急段階）の具体的な問題は、「孤児調査のマニュアルがないこと」、「避難所での業務の優先順位やニーズの調整役の確保の問題」、「食糧確保の問題：一時保護児童」、「ライフラインの断絶によって本来業務以外に割かれる時間の多さ」、「ガソリン確保の問題」、「自衛隊以外の支援がないこと」、「長いスパンでの支援がないこと」等であった。児童相談所としての支援の問題というよりも、平時の備え等に関わる内容が多く含まれている。

また、今後取り組むべき課題は以下である。

### 【災害マニュアルに関して】

- ・通信網が断絶することを前提としたマニュアルが必要。
- ・震災時における児童相談所としての指揮命令系、役割分担が定まっていなかったため、組織図を明確化する必要がある。
- ・ミーティングがなかったため、情報伝達や業務の優先度が示されず、職員の不安と不満が高まった。緊急時におけるミーティングの重要性をマニュアルに記載する。
- ・大規模災害時の児童相談所用マニュアルの整備。
- ・常日頃から災害等緊急事態への対応マニュアルは熟知しておき、被災状況に合わせて総指揮のもと、職員が役割分担しながら緊急柔軟に対応する組織力を培う。

### 【被災児童対策本部の早急な設置】

- ・被災児童対策本部の早急の設置。場合によれば外部からの派遣も必要。

### 【ライフライン（食糧、ガソリン、電気、ガス等）について】

- ・一時保護児童の食糧は備蓄では限界があり、災害等緊急事態においても安定的に食料を供給できる外部業者と契約を交わしておく必要がある。
- ・ライフラインの寸断は児童や職員の安全確保にとって大きな課題であり、貯水タンクや自家発電機などの可能な限りの備えは児童相談所にとって不可欠である。
- ・今回痛感したのが、南北のアクセスラインは道路破損やがれき散乱等があり車が動けず、南北の府県からの支援物資やガソリンは被災地にすぐには届かない。
- ・今回、M市がT市から都市ガス、ガソリン、人材派遣の支援予定を受けたように、東西の近隣府県間、都市間で災害時の支援協定を結んでおくことが非常に重要である。
- ・児童相談所公用車は災害時等は児童の安全を確保するための緊急車両であり、常に緊急車両の指定をしておく。
- ・相談活動の支援というより、一時保護所への水、食料、職員の活動用の車の燃料（ガソリン）の補給等の物品の支援体制が必要である。

### 【支援協定に関して（支援の受け入れ等含む）】

- ・今回、M市がT市から都市ガス、ガソリン、人材派遣の支援予定を受けたように、東西の近隣府県間、都市間で災害時の支援協定を結んでおくことが非常に重要である。
- ・支援者の受け入れ経験がなく、支援を受けることに関する企画運営、調整等を行わなければならないことを考えると、積極的な支援要請が出来なかった。

・受け入れる支援者の具体的な役割の設定を、平時に行っておくこと。支援を受け入れること自体、震災前には想定していない事態であった。

・全体の動きが分からなかった。A 県全体の状況、例えばどこに応援を要請しているのかということ、あるいは民間の活動、入れ替わり立ち替わり民間の方々がきたこと、どこかで誰かが全体調整をしながら対応をとっているのかどうか分からない。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

6-1)① 初期の段階の支援の 具体的問題	
B 県 L 児童相談所	①児童相談所が行う孤児調査の聞き取りマニュアルがないので、職員が苦勞した。 ②避難所にいろいろな機関が自分の業務の都合で入るので、業務の優先順序やニーズとの調整役が必要。
B 県 K 児童相談所	支援は自衛隊以外なかった。 なお、県としての被災児童対策本部の立ち上げがなかった。
B 県中央児童相談所	・一時保護児童の健康管理や食料確保が大きな課題であった。本庁とともに毎日食料確保に奔走した。食糧支援は直前しか情報が分からず見通しがたない。本庁も人手不足で児相職員が食糧を取りにいかなければならないことで児相の人材が割かれるのは課題であった。 ・電話が繋がらないので施設児童や里親、保護者など至急の安否確認が必要にもかかわらず施設や家庭に直接出向くしかなく多くの時間を費やした。ガソリン確保にも時間がかかった。
B 県 M 市児童相談所	支援によって発生した問題はなかった。ただし T 市の支援があっても、都市ガス復旧にはパイプ補修に手間取り 1 か月の時間を要した。
A 県児童相談所	長いスパンの支援があった方がよかった。R 県の派遣も E 県の派遣も短かった。

6-1)② 初期の段階の支援について 今後取り組むべき課題	
B 県 L 児童相談所	・通信網が断絶することを前提としたマニュアルが必要。 ・被災児童対策本部の早急の設置。場合によれば外部からの派遣も必要。
B 県 K 児童相談所	・震災時における所としての指揮命令系、役割分担が定まっていなかったため、組織図を明確化する必要がある。 ・ミーティングがなかったため、情報伝達や業務の優先度が示されず、職員の不安と不満が高まった。緊急時におけるミーティングの重要性をマニュアルに記載する。 ・大規模災害時の児童相談所用マニュアルの整備
B 県中央児童相談所	・一時保護児童の食糧は備蓄では限界があり、災害等緊急事態においても安定的に食料を供給できる外部業者と契約を交わしておく必要がある。 ・児童相談所公用車は災害時等は児童の安全を確保するための緊急車両であり、常に緊急車両の指定をしておく。 ・常日頃から災害等緊急事態への対応マニュアルは熟知しておき、被災状況に合わせて総指揮のもと、職員が役割分担しながら緊急柔軟に対応する組織力を培う。
B 県 M 市児童相談所	①ライフラインの寸断は児童や職員の安全確保にとって大きな課題であり、貯水タンクや自家発電機などの可能な限りの備えは児童相談所にとって不可欠である。 ②今回痛感したのが、南北のアクセスラインは道路破損やがれき散乱等があり車が動けず、南北の府県からの支援物資やガソリンは被災地にすぐには届かない。 今回、M 市が T 市から都市ガス、ガソリン、人材派遣の支援予定を受けたように、東西の近隣府県間、都市間で災害時の支援協定を結んでおくことが非常に重要である。
C 県 N 児童相談所	支援者の受け入れ経験がなく、支援を受けることに関する企画運営、調整等を行わなければならないことを考えると、積極的な支援要請が出来なかった。相談活動の支援というより、一時保護所への水、食料、職員の活動用の車の燃料（ガソリン）の補給等の物品の支援体制が必要である。
C 県 N 児童相談所分室	受け入れる支援者の具体的な役割の設定を、平時に行っておくこと。支援を受け入れること自体、震災前には想定

	していない事態であった。
A 県児童相談所	全体の動きが分からなかった。 A 県全体の状況、例えばどこに応援を要請しているのかということ、あるいは民間の活動、入れ替わり立ち替わり民間の方々があきたこと、どこかで誰かが全体調整をしながら対応をとっているのかどうかはわからなかった。

8) 中期の段階（（復旧・復興に向けた活動段階）の支援によって発生した問題と今後取り組むべき課題

中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）の支援の具体的な問題としては、「職員派遣期間の問題」、「派遣される職員の職種の問題」、「派遣職員の業務内容の問題」に大別されるが、3つがいずれも相互に関連して問題を大きくしている側面があると考えられる。

今度取り組むべき課題については、非常に多くの内容が出てきたが、「被災児童への支援体制」、「長期的支援に向けた児童相談所の役割（他機関との役割分担含む）」、「被災地派遣体制」の概ね3つに分類できる。詳細は以下の通りである。

#### 【被災児童への支援体制】

- ・震災孤児の継続的なケア。
- ・子どもの心のケア巡回相談の実施。
- ・在宅および仮設住宅における被災児童の支援：今後要支援ケースは増加するものと思われる。
- ・震災遺児家庭へのチームアプローチ。
- ・親族里親等への継続支援。
- ・遺児支援・ひとり親家庭支援に関して。ハイリスクのケースでは市町村、県の振興局でバラツキがある。

#### 【長期的支援に向けた児童相談所の役割（他機関との役割分担含む）】

・M 市内で発生した震災孤児は7名であったが、震災後にM 市に転入した震災孤児は22名にのぼる（M 市内の親族に引き取られたり、引き取ったりした親族が家を失いM 市に転居した等）。その後A 県に転出した1名を除き、計28名の震災孤児について引き取った親族から児相への相談は少ないが、親族の親族里親や養育里親認定の問題、未成年後見人選出の課題、民間寄付等の支援情報の提供の問題、弔慰金をはじめとする孤児の財産管理の問題、孤児の養育の問題など、今後支援すべき課題は幅広い。児童相談所では孤児の生活状況を点検しながら、18歳に達するまで連絡を絶やさず見守り必要な支援を行っていくことは重要な使命と考えている。

・教育委員会の調査では震災により心のケアが必要な児童は約30名、うちPTSDと診断された児童は4名。現災害の規模（児童相談所の被災規模）、何をどうすべきか、という業務量、当該時点での児相の人的体制とのかね合いで、支援を受けるメリットがどの程度あるのかを的確に把握する必要があるが、事前にはかなり困難であるとも考えられる。時点で児相の関与はないが、今後取り組むべき課題である。

・児童相談所は心のケアセンターを設置している。一方で学校・教育委員会では独自にスクールカウンセラーが対応している。この2つの連携をスムーズにしたい。

・沿岸地域は社会資源が乏しい。例えば専門の医者が少ない。その限られた資源でどのように支援を進めていくべきか。

・児童相談所の取扱い児童（措置・在宅指

導) の電子データ化。

・M市とB県の例からもわかるように、災害時の児童相談所と他機関の役割分担は地域によって異なる。M市では避難所の調査やケアは市担当や区が中心になり、子どもの心のケア調査や支援は教育委員会が中心に行っており、児童相談所への活動要請はなかった。要保護児童相談も予想外に少なかった。災害発生後の混乱を避けるためにも、初期や中期段階の孤児調査や心のケア等、地域ごとに児童相談所と他機関の役割分担を事前に整理しておくことが重要である。

#### 【被災地派遣体制】

・現場をバックアップする体制づくり。  
 ・他府県児童相談所職員を被災地派遣するには：①自己完結型の支援が必要（派遣側の児相が職員に対して、使える車、宿と食糧確保、被災地の地図、長期間の派遣期間、派遣職員のみで活動が可能であることなど、被災地児相に少しでも負担をかけない自己完結型の支援が求められる）、②派遣職員の職種と経験等（あらかじめ活動内容を派遣側児相に情報提供することで活動内容に見合った職種、性別、経験のある職員を派遣することが可能になる）、③E県児相が、児童心理司1名を8か月間派遣したことは今後のモデルになる。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

児童相談所名	6-(2)① 中期の支援の 具体的問題
B県K児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省による他自治体（児童相談所）職員の派遣期間が1週間単位のため、毎回オリエンテーションを実施せざるを得なかった。</li> <li>・活動していただくための地図や調査票等の事前準備が大変だった。</li> </ul>
B県K児童相談所支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の要請側と支援側のニーズのミスマッチ：孤児を探す目的で派遣された職員がいたが、避難所に孤児はいなかった。</li> <li>・活動には地域資源との関係性が重要となるが、短期間の派遣では限界がある。</li> </ul>
B県中央児童相談所	<p>①②事業における他府県児童相談所職員の派遣期間、職種の問題：22名中21名が派遣期間は月～金の1週間であった。月曜日にオリエンテーション、金曜日にまとめや引き継ぎ等を実施するため、実働は火・水・木の3日間。業務や地理にも慣れた頃に職員交代になり、また一からの説明や同行が必要になる等、時間のロスがある。また月火には中央児相の中堅職員がオリエンテーションと避難所同行をしなければならず、その負担も大きい。派遣職員が地理も覚えた頃に交代となる。大変助けていただいたものの、時間のロスと負担感を感じた。また、派遣職員の職種は幅広かったが、活動内容（孤児把握、心のケア）を踏まえると児童心理司が最も望ましく、次に児童福祉司が望まれた。派遣する児相側も活動内容が事前に明確であれば、業務に適合する職種の職員派遣が検討されたのではないかと。</p>
B県M市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期段階には支援を受けていないので問題は発生していない（厚生労働省や政令市等のあちこちから人材支援する要請をいただき、その都度理由を説明して支援が不要であることを理解いただくのが大変であった）。</li> <li>・支援による問題ではないが、児童相談所では避難所等の調査から孤児の実態は把握したが、マスコミや民間企業、民間篤志家から孤児についての照会（寄付をしたい等）が多数あった。子どもの権利擁護のため個人情報には当然提供できず、児童相談所が経由機関となって寄付や支援の情報を孤児を養育している親族等に提供することとした。マスコミや篤志家も善意の行為であるため、個人情報を教えてもらえないこと、児相を経由することの理解が</li> </ul>

	得られにくく苦慮した。とくにマスコミが執拗に個人情報提供を求めてきて対応に苦慮した。
C 県 N 児童相談所	トータルとしては特に大きな事はない。他県からの支援者が、一度県の中央児童相談所に集まってからの派遣であったので、道路事情や、原発の事もあったので移動が大変であったと思われる。原発の事もあってか、派遣側が当児童相談所への支援は困難との回答もあったとのことである。 土地勘や社会資源が分からないこともあるが、仕事の性質上、支援者に単独で仕事を行ってもらって後を引き継ぐという業務ではないので、所員と行動をともに行ってもらう形になった。
C 県 N 児童相談所分室	他県からの支援者は、道路事情や、原発の事もあったので移動が大変であったと思われる。原発の事もあってか、派遣側が当児童相談所への支援は困難との回答もあったとのことである。
C 県中央児童相談所	事前の調整、スケジュールの組み立て、ペア活動のための職員張り付きなどの負担が大きかった。
A 県児童相談所	・本庁サイドも、学校（教育）と児童相談所（福祉）の縦割りの問題が起きないように、依頼を出してくれたから活動もスムーズだった。 ・校長の考え 1 つの部分がある。丁寧にこたえてくれるところもあれば、聞いたことしかこたえてくれないところもあった。

6-(2)② 中期の段階の支援について 今後取り組むべき課題	
B 県 L 児童相談所	現場をバックアップする体制づくり。
B 県 K 児童相談所	・児童相談所の取扱い児童（措置・在宅指導）の電子データ化。 ・震災孤児の継続的なケア。 ・子どもの心のケア巡回相談の実施。 ・在宅及び仮設住宅における被災児童の支援（今後要支援ケースは増加するものと思われる）。 ・震災遺児家庭へのチームアプローチ。 ・親族里親等への継続支援。

B 県中央児童相談所	・他府県児童相談所職員を被災地派遣するには、①自己完結型の支援が必要 ⇒ 派遣側の児相が職員に対して、使える車、宿と食糧確保、被災地の地図、長期間の派遣期間、派遣職員のみで活動が可能であることなど、被災地児相に少しでも負担をかけない自己完結型の支援が求められる。②派遣職員の職種と経験等 ⇒ あらかじめ活動内容を派遣側児相に情報提供することで活動内容に見合った職種、性別、経験のある職員を派遣することが可能になる。E 県児相が③の事業担当として、児童心理司 1 名を 8 か月間派遣したことは今後のモデルになる。
B 県 M 市児童相談所	・M 市と B 県の例からもわかるように、災害時の児童相談所と他機関の役割分担は地域によって異なる。M 市では避難所の調査やケアは市担当や区が中心になり、子どもの心のケア調査や支援は教育委員会が中心に行っており、児童相談所への活動要請はなかった。要保護児童相談も予想外に少なかった。災害発生後の混乱を避けるためにも、初期や中期段階の孤児調査や心のケア等、地域ごとに児童相談所と他機関の役割分担を事前に整理しておくことが重要である。 ・M 市内で発生した震災孤児は 7 名であったが、震災後に M 市に転入した震災孤児は 22 名にのぼる（M 市内の親族に引き取られたり、引き取ったりした親族が家を失い M 市に転居した等）。その後 A 県に転出した 1 名を除き、計 28 名の震災孤児について引き取った親族から児相への相談は少ないが、親族の親族里親や養育里親認定の問題、未成年後見人選出の課題、民間寄付等の支援情報の提供の問題、弔慰金をはじめとする孤児の財産管理の問題、孤児の養育の問題など、今後支援すべき課題は幅広い。児童相談所では孤児の生活状況を点検しながら、18 歳に達するまで連絡を絶やさず見守り必要な支援を行っていくことは重要な使命と考えている。 ・教育委員会の調査では震災により心のケアが必要な児童は約 30 名、うち PTSD と診断された児童は 4 名。現時点で児相の関与はないが、今後取り組むべき課題である。
C 県中央児童相談所	災害の規模（児童相談所の被災規模）、何をどうすべきか、という業務量、当該時点での児相の人的体制とのかね合いで、支援を受けるメリットがどの程度あるのかを的確に把握する必要がある。

	るが、事前にはかなり困難であるとも考えられる。
A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺児支援・ひとり親家庭支援に関して。ハイリスクのケースでは市町村、県の振興局でバラツキがある。</li> <li>・児童相談所は心のケアセンターを設置している。一方で学校・教育委員会では独自にスクールカウンセラーが対応している。この2つの連携をスムーズにしたい。</li> <li>・沿岸地域は社会資源が乏しい。例えば専門の医者が少ない。その限られた資源でどのように支援を進めていくべきか。</li> </ul>

ここまで「初期の段階（発災直後の緊急段階）」、「中期の段階（復旧・復興に向けた活動段階）」についてそれぞれ支援の内容や課題等をまとめてきたが、被災地側児童相談所が考えるガイドラインに盛り込むべき内容を総括する意味で、【今後必要だと思う支援体制】および【ガイドラインに最低限盛り込むべき内容】についてまとめる。

#### 9) 今後必要だと思う支援体制

概ね「平時からの備え」、「職員派遣に関して」、「被災児童および家庭への支援について」に大別される。最も項目として多く上がってきたのは、「被災児童および家庭への支援について」である。

##### 【平時からの備え】

- ・衛星通信施設（衛星電話）の整備。
- ・「震災等大規模災害は起こる」という前提での準備。
- ・事前の児相間の災害支援協定の締結：どこがどこを支援するかは事前から決め体制を準備しておき、支援する側は被災児相のニーズ（物資、人材、活動内容）を踏まえた、地域事情に精通した支援を行える。被災児相の負担軽減が図れる。今回のM市と

T市のように、東西エリア間の支援協定が望まれる。

- ・初期対応は人材支援より、ライフラインや食糧の生活支援が先決である。特に、一時保護児童（施設入所児童含む）の安全確保（食糧、ライフライン等）は緊急課題である。あらかじめ支援府県や支援業者を決めておく等の準備が必要。
- ・地域事情によっては児相への人的支援が必ずしも必要ではなく、地域内外で復興に必要な活動や機関の役割分担を十分協議した上で、必要なセクションに必要な専門的人材が支援されることが望まれる。

##### 【職員派遣に関して】

- ・震災2週間後には厚労省他自治体（児童相談所）職員の派遣が必要。1週間単位の派遣のみならず、長期派遣があればより望ましい。
- ・職員派遣は被災地にとっては非常に重要であり、有効である。そのため、上記に記載したように「自己完結型の派遣」をガイドラインに記載しておき、何の活動を望むかを事前に派遣児相に情報周知しておくこと。避難所巡回等には地理の理解が重要であるため、遠隔地より近隣エリアからの派遣が望ましい（派遣する側もどこに行くか、何をするかも分からないまま、派遣する人選を行っている実態）。
- ・調査の段階では5日間の派遣でも問題がないが、もう少し長期の派遣であれば他の業務を依頼することも考えられる。支援者の生活（食・住）の確保がなされなければ、受け入れ側の負担が増えることになる。
- ・派遣の場合は短期ではなく、長期的な派遣が望ましい。

・震災の対応は、中・長期で考えていくべき。継続的な支援が必要。長いスパンでの人的応援が必要。

【被災児童および家庭への支援について】

概ねさらに「孤児・遺児および里親家庭への継続的支援体制」、「生活環境の変化による家庭環境の変化に対応できる体制」、「心のケアのできる体制」、「職員のスキルアップ」、「職員数の増員」の5つに分類される。詳細は以下。

<孤児・遺児および里親家庭への継続的支援体制>

・孤児・遺児はすべて親族宅に引き取られたため、新規施設入所措置等はなかった。親族里親を含め、今まで日常的な交流を持ったことのない関係であり、今後双方のストレスが顕在化してくるのではないか。

<生活環境の変化による家庭環境の変化に対応できる体制>

・親子一緒に生活しているケースにおいても、失業保険が2月末で打ち切られるなどの経済的問題や就労先の確保が困難といった問題、喪失体験など、種々の困難さが、家族関係や子どもの問題として顕在化してくるのではないか。親へのフォローアップ体制が極めて重要。

<心のケアのできる体制>

・孤児支援や心のケアについては、今年度の短期的支援だけではなく、長期的計画的支援こそが必要であり、来年度以降の児童相談の体制強化（心のケア等）が必要 ⇒ B 県 M 市児童相談所は児童心理士を増員、

福祉専門職の採用を実施した。M 市自体も復興担当部局を新設し増員が必要なため児相の増員は苦慮した。

<職員のスキルアップ>

・孤児・遺児を含むケアの必要な子どもに対応できる児童相談所職員のスキルの向上。児童相談所を含む子どもにかかわる現地スタッフのスキルアップ。具体的には、治療的なかわりのスキルと、里親等の養育者支援のスキル。里親サロンの活動をわかっている人が少ない。あとひとり親への支援も弱い。

・子どもの急性ストレス状況に対応できる小児精神・神経科医も心理担当者の中にもどれだけの専門家がいるのか、非常に少ないと思われる。専門家の養成が必要。

<職員数の増員>

・全体として、地域の経済状況、生活状況が厳しいため、要保護児童が増加するのではないかと考えられる。長期的視野に立った支援のためには職員の充実が必要。安心基金による職員増が23年度（児童福祉司、児童心理司、事務の3名）、24年度（児童福祉司、児童心理司の2名）行われるが、以降の配置が可能か不明である。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

児童相談所名	7. 今度必要だと思う支援体制
B 県 L 児童相談所	・衛星通信施設（衛星電話）の整備。 ・「震災等大規模災害は起こる」という前提での準備。
B 県 K 児童相談所	・震災2週間後には厚労省他自治体（児童相談所）職員の派遣が必要。 ・1週間単位の派遣のみならず、長期

	派遣があればより望ましい。
B 県 K 児童相談所支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤児・遺児はすべて親族宅に引き取られたため、新規施設入所措置等はない。親族里親を含め、今まで日常的な交流を持ったことのない関係であり、今後双方のストレスが顕在化してくるのではないか。</li> <li>・親子一緒に生活しているケースにおいても、失業保険が2月末で打ち切られるなどの経済的問題や就労先の確保が困難といった問題、喪失体験など、種々の困難さが、家族関係や子どもの問題として顕在化してくるのではないか。親へのフォローアップ体制が極めて重要。</li> </ul>
B 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員派遣は被災地にとっては非常に重要であり、有効である。そのため、「自己完結型の派遣」をガイドラインに記載しておき、何の活動を望むかを事前に派遣児相に情報周知しておくこと。避難所巡回等には地理の理解が重要であるため、遠隔地より近隣エリアからの派遣が望ましい派遣する側もどこに行くか、何をすることも分からないまま、派遣する人選を行っている実態。</li> <li>・初期対応は人材支援より、ライフラインや食糧の生活支援が先決である。特に、一時保護児童（施設入所児童含む）の安全確保（食糧、ライフライン等）は緊急課題である。あらかじめ支援府県や支援業者を決めておく等の準備が必要。</li> </ul>
B 県 M 市児童相談所	<p>設問 8 と回答は一部重複するが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の児相間の災害支援協定の締結⇒どこがどこを支援するかは事前から決め体制を準備しておく、支援する側は被災児相のニーズ（物資、人材、活動内容）を踏まえた、地域事情に精通した支援を行える。被災児相の負担軽減が図れる。今回の M 市と T 市のように、東西エリア間の支援協定が望まれる。</li> <li>・孤児支援や心のケアについては、今年度の短期的支援だけではなく、長期的計画的支援こそが必要であり来年度以降の児童相談の体制強化（心のケア等）が必要 ⇒ B 県 M 市児童相談所は児童心理士を増員、福祉専門職の採用を実施した。M 市自体も復興担当部局を新設し増員が必要なため児相の増員は苦慮した。</li> <li>・地域事情によっては児相への人的支援が必ずしも必要ではなく、地域内外で復興に必要な活動や機関の役割分担を十分協議した上で、必要なセクショ</li> </ul>

	ンに必要な専門的人材が支援されることが望まれる。
C 県 N 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の段階では5日間の派遣でも問題がないが、もう少し長期の派遣であれば他の業務を依頼することも考えられる。</li> <li>・支援者の生活（食・住）の確保がなされなければ、受け入れ側の負担が増えることになる。</li> </ul>
C 県 N 児童相談所分室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの急性ストレス状況に対応できる小児精神・神経科医も心理担当者の中にもどれだけの専門家がいるのか、非常に少ないと思われる。専門家の養成が必要。</li> </ul>
C 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として、地域の経済状況、生活状況が厳しいため、要保護児童が増加するのではないかと考えられる。長期的視野に立った支援のためには職員の充実が必要。安心基金による職員増が23年度（児童福祉司、児童心理司、事務の3名）、24年度（児童福祉司、児童心理司の2名）行われるが、以降の配置が可能か不明である。派遣の場合は短期ではなく、長期的な派遣が望ましい。</li> </ul>
A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤児・遺児を含むケアに必要な子どもに対応できる児童相談所職員のスキルの向上。児童相談所を含む子どもにかかわる現地スタッフのスキルアップ。具体的には、治療的なかわりのスキルと、里親等の養育者支援のスキル。里親サロンの活動をわかっている人が少ない。あとひとり親への支援も弱い。</li> <li>・震災の対応は、中・長期で考えていくべき。継続的な支援が必要。長いスパンでの人的応援が必要。</li> </ul>

## 10) ガイドラインに最低限盛り込むべき内容

非常に多くの項目が抽出された。大きく分けると、「現行から見直すべきところ」、「平時の備えについて」、「初期の段階の対応について」、「児童相談所のバックアップ体制について」、「被災児童やその家庭への支援体制について」、「被災後の生活環境や家庭環境の変化による子どもや保護者への影響について」、「その他」に分類できる。

最も内容として多かったのは、「児童相談所へのバックアップ体制」および「被災児童やその家庭への支援体制について」であった。また長期的視点でみると、今後支援が必要となると考えられる内容（被災後の環境変化による保護者のストレス等からくるDVの増加や、里親家庭への支援等）についても記載すべき内容として抽出された。

#### 【現行から見直すべきところ】

- ・通信断絶を前提とした対応マニュアル。
- ・現行の県マニュアルは、庁舎が損壊しないことを前提としているが、見直す必要。
- ・里親やグループホームについて、津波の危険区域では認めない制度とすべき。
- ・震災に備えた児相等の PR パンプの準備を。
- ・全体の枠組みがほしい。“こういう災害がおきたときは、こういう対応をする”というのがあればよい。その後児童福祉としてどのような業務を担うのか。
- ・災害の大きさによって、どのように対応すべきかを変えるべき、仕組みを構築すべき。

#### 【平時の備えについて】

- ・児童福祉施設に非常食の備蓄を（店が損壊したり供給ルートが絶たれたりすることに備えて）。
- ・災害時に喪失が予想される事務所機能、その際の対応手段（通信、移動等）。
- ・一時保護所を併設しているが、物流、ライフラインの途絶は想定していなかった。生活施設として物資の備蓄などもっとシビアに想定すべきであった。

#### 【初期の段階の対応について】

- ・初期段階の支援の在り方：通信手段、保護児童の食糧確保、ライフラインの復旧支援、ガソリン供給支援。
- ・被災児童対策本部の立ち上げ。
- ・児相が行うべき災害対応業務を事前に明確に把握しておくべきと思われる。ごく初期は医師、看護師、警察、消防と思われる。

#### 【児童相談所のバックアップ体制について】

- ・バックアップシステム：「緊急派遣チーム」（経験があつて必要な業務が分かる人）が全国に1～2チーム常備していること、必要な情報・臨機応変な対応・今後の見通しの明示・業務の優先順序を現場に提供できる人、県内の被害軽微児童相談所の活用、支援拠点の動き方。
- ・職員派遣のルール：自己完結型派遣。
- ・職員派遣の意義：派遣側の職員にとっても災害時の被災地の状況や児童の心のケアという普段経験できない有意義な経験ができたことは間違いなく対人援助の仕事には非常に有益な経験になる。児相職員が災害時に相互に支援しあい、孤児の問題や被災児のケア、児相の役割を学ぶことは社会的使命からも重要である。
- ・長期的支援の必要性：職員自身が被災体験から心のゆとりがなく地震の話題を避けたい空虚な気持ちが1年続いた。子どものケアも短期的な支援のみならず、今後の長期的な支援が重要である。
- ・東西の府県間、都市間の災害支援協定を：今回の震災のように地震被害は日本海側エリアか太平洋側エリアのどちらかに発生する可能性が高いため、南北間ではなく、近

隣の東西の府県間、都市間に災害時支援協定を結んでおくことが必要。緊急時からライフライン、人材、物資等必要な支援が早期に有効に行われる。

- ・児童相談所も東西児相の災害支援協定を：児童相談所職員派遣においても同様に、児相間の混乱や無駄を回避するためにも、地域特性がわかる近隣の東西の府県間、政令市間であらかじめ支援協定を結びガイドラインを作成しておくことが必要である。
- ・社会福祉協議会などの他分野との連携。
- ・施設や里親、要保護児童等の状況確認の役割分担（市町村、本庁、他児相を含む）。

【被災児童やその家庭への支援体制について】

- ・孤児調査のマニュアル（声掛け例）。
- ・避難所における震災孤児等要保護児童調査。
- ・子どもの心のケア。
- ・子どものこころのケアを担う専門職（たとえば児童精神科医）を整備すべき（大人の方は“心のケアチーム”が各被災地を巡回したが、子どもの方はなかった）。
- ・震災による単一トラウマではなく、様々な心の悩みがある中に、今回の震災経験が折り重なった被災者の場合、震災のみに焦点を当てた面接を行うとずれが生じる。
- ・災害直後の調査・啓発などの業務支援の有効性を確保するためには、都道府県間の事前（協力）協定等が必要。
- ・同一職員による支援活動が「短期（1週間程度）」の場合と、「長期（1～数ヶ月程度）」の場合の支援内容の明確化（例示等）があるとよい。
- ・避難所訪問等、アウトリーチによる支援

の具体的な内容の設定。

- ・要保護児童の把握について、児相が家庭訪問や避難所訪問により把握する方法は非効率的であり、市町村等と連携して把握する方法を考案すべき。

【被災後の生活環境や家庭環境等の変化による子どもや保護者への影響について】

- ・孤児の長期的支援のあり方：孤児や遺児の要保護児童については、緊急の要保護相談などの短期的なニーズは予想外に少なかった。しかし児童相談所としては新たに管内に転入してくる孤児も含めて、親族里親認定や未成年後見人選任、育児の支援、財産管理の問題等、孤児の状況を把握しながら長期にわたる見守りや必要な支援を継続していく必要がある。子どもの心のケアも同様に長期的な支援が必要であり体制強化が必要。なお、遺児（片親を亡くす）については把握も困難な状況にある。
- ・被災後の児童相談の特徴理解：震災により家族の絆が見直され、家族や子どもが大切にされる期待をもったが、実態は大人の過度のストレスから酒やパチンコ依存が増え、DVが増加した。結果、警察からのDVがらみの虐待通告が増加。基盤の弱い家族が被災することで、失業、離婚、ギャンブルやアルコール依存、うつ等家族に起きる問題は幅広く根深いものがある。すでに児童相談にもその影響は出てきており、震災後の児童相談の特徴や対応の検討が必要である。

【その他】

- ・孤児等のマスコミの取材。実名・写真で報道する。家族が拒否をしても押し寄せて

くる。児童相談所の取材。連日電話かかってきて、対応に苦慮した。

・「現地の子どもたちへプレゼントしたい」といった様々な申し出に対するマニュアルがほしい。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

児童相談所名	8. ガイドラインに最低限盛り込むべき内容について
B 県 L 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信断絶を前提とした対応マニュアル。</li> <li>● 孤児調査のマニュアル（声掛け例）。</li> <li>● バックアップシステム。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急派遣チーム」：経験があつて必要な業務が分かる人・・・全国に1～2チーム常備。</li> <li>・必要な情報、臨機応変な対応、今後の見通しの明示、業務の優先順序を現場に提供できる人。</li> <li>・県内の被害軽微児童相談所の活用。</li> <li>・「支援拠点」の動き方。</li> </ul> </li> </ul>
B 県 K 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災児童対策本部の立ち上げ。</li> <li>・避難所における震災孤児等要保護児童調査。</li> <li>・子どもの心のケア。</li> </ul>
B 県 K 児童相談所支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の県マニュアルは、庁舎が損壊しないことを前提としているが、見直す必要。</li> <li>・里親やグループホームについて、津波の危険区域では認めない制度とすべき。</li> <li>・児童福祉施設に非常食の備蓄を（店が損壊したり供給ルートが絶たれたりすることに備えて）。</li> <li>・震災に備えた児相等の PR パンプの準備を。</li> <li>・「震災による単一トラウマではなく、様々な心の悩みがある中に、今回の震災経験が折り重なった被災者の場合、震災のみに焦点を当てた面接を行うとずれが生じる」（川越聡一郎「被災した B 県の児童相談所の現場から」、『東日本大震災 B 県 K 児童相談所の 200 日』B 県 K 児童相談所、2003. 9. 28 より引用）</li> </ul>

B 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員派遣のルール：自己完結型派遣。</li> <li>・初期段階の支援の在り方：通信手段、保護児童の食糧確保、ライフラインの復旧支援、ガソリン供給支援</li> <li>・職員派遣の意義：派遣側の職員にとっても災害時の被災地の状況や児童の心のケアという普段経験できない有意義な経験ができたことは間違いなく対人援助の仕事には非常に有益な経験になる。児相職員が災害時に相互に支援しあい、孤児の問題や被災児のケア、児相の役割を学ぶことは社会的使命からも重要である。</li> <li>・長期的支援の必要性：職員自身が被災体験から心のゆとりがなく地震の話題を避けたい空虚な気持ちが1年続いた。子どものケアも短期的な支援のみならず、今後の長期的な支援が重要である。</li> </ul>
B 県 M 市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東西の府県間、都市間の災害支援協定を：今回の震災のように地震被害は日本海側エリアか太平洋側エリアのどちらかに発生する可能性が高いため、南北間ではなく、近隣の東西の府県間、都市間に災害時支援協定を結んでおくことが必要。緊急時からライフライン、人材、物資等必要な支援が早期に有効に行われる。</li> <li>・児童相談所も東西児相の災害支援協定を：児童相談所職員派遣においても同様に、児相間の混乱や無駄を回避するためにも、地域特性がわかる近隣の東西の府県間、政令市間であらかじめ支援協定を結びガイドラインを作成しておくことが必要である。</li> <li>・孤児の長期的支援のあり方：孤児や遺児の要保護児童は、今回は緊急の要保護相談などの短期的なニーズは予想外に少なかった。しかし児童相談所としては新たに管内に転入してくる孤児も含めて、親族里親認定や未成年後見人選任、育児の支援、財産管理の問題等、孤児の状況を把握しながら長期にわたる見守りや必要な支援を継続していく必要がある。子どもの心のケアも同様に長期的な支援が必要であり体制強化が必要。なお、遺児（片親を亡くす）については把握も困難な状況にある。</li> <li>・被災後の児童相談の特徴理解：震災により家族の絆が見直され、家族や子どもが大切にされる期待をもったが、実態は大人の過度のストレスから酒やパチンコ依存が増え、DVが増加した。結果、警察からのDVがらみの虐待通告が増加。基盤の弱い家族が被災することで、失業、離婚、ギャンブルやアルコール依存、うつ等家族に起きる問題は幅広く根</li> </ul>

	深いものがある。すでに児童相談にもその影響は出てきており、震災後の児童相談の特徴や対応の検討が必要である。
C 県N 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害直後の調査・啓発などの業務支援の有効性を確保するためには、都道府県間の事前（協力）協定等が必要。</li> <li>・同一職員による支援活動が「短期（1週間程度）」の場合と、「長期（1～数ヶ月程度）」の場合の支援内容の明確化（例示等）があるとよい</li> </ul>
C 県N 児童相談所分室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や里親、要保護児童等の状況確認の役割分担（市町村、本庁、他児相を含む）。</li> <li>・避難所訪問等、アウトリーチによる支援の具体的な内容の設定。</li> <li>・災害時に喪失が予想される事務所機能、その際の対応手段（通信、移動等）。</li> </ul>
C 県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所を併設しているが、物流、ライフラインの途絶は想定していなかった。生活施設として物資の備蓄などもっとシビアに想定すべきであった。</li> <li>・要保護児童の把握について、児相が家庭訪問や避難所訪問により把握する方法は非効率的であり、市町村等と連携して把握する方法を考案すべき。</li> <li>・児相が行うべき災害対応業務を事前に明確に把握しておくべきと思われる。ごく初期は医師、看護師、警察、消防と思われる。その後児童福祉としてどのような業務を担うのか。</li> </ul>
A 県児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものこころのケアを担う専門職（たとえば児童精神科医）を整備すべき（大人の方は“心のケアチーム”が各被災地を巡回したが、子どもの方はなかった）。</li> <li>・災害の大きさによって、どのように対応すべきかを変えるべき、仕組みを構築すべき</li> <li>・社会福祉協議会などの他分野との連携</li> <li>・孤児等のマスコミの取材。実名・写真で報道する。家族が拒否をしても押し寄せてくる。児童相談所の取材。連日電話かかってきて、対応に苦慮した。</li> <li>・「現地の子どもたちへプレゼントしたい」といった様々な申し出に対するマニュアルがほしい</li> <li>・全体の枠組みがほしい。“こういう災害がおきたときは、こういう対応をする”というのがあればよい。</li> </ul>

## (2) 支援者派遣側児童相談所

続いて支援者派遣側児童相談所についてまとめを行う。

1) 初期の段階（発災直後の緊急段階）に行った支援

### 【派遣時期等】

早い所では3月後半からであるが、4月に入ってから派遣が多い。概ね初期の段階（発災直後の緊急段階）での支援は、一部例外もあるが、5月くらいまでを指していると思われる。短期間に複数回の派遣を行った場合もあった。

### 【派遣された職種や人数】

児童心理司や児童福祉司がほとんどであり、派遣人数は2人程度である。

### 【活動内容】

- ・要保護児童の発見：避難所の巡回の中で。
- ・避難児童、保護者の状況確認、調査。
- ・避難所等現場スタッフの支援。
- ・気になる子どもの発見と児相への報告（つなぐ）。
- ・保育の補助。
- ・「心のケア」実施機関への情報提供。
- ・心のケアが必要な児童の父母への助言（ただし、被災住民との直接やり取りはなし）。
- ・「心のケアチーム」の一員としての避難所巡回活動。子どもに限定せず大人の不安や不眠への対応を医師が中心となって実施。NPO や現地医師両チームとの連携による活動。
- ・里親制度（親族里親・後見人選任手続き）の情報提供。
- ・保育士所職員への助言指導。

- ・保育所職員への心のケア。
- ・避難所マップづくり。
- ・パンフレットの配布。
- ・心のケアの必要性を伝えるためのポスター掲示の指示。

児童相談所名	①時期・時間 (平成23年)	②誰が
H 県 P 市児童相談所	4月14日(木)～20日(水)	・児童福祉司 1名 ・児童心理司 1名
E 県中央児童相談所	4月12日～15日(4日間)	インタビューイと児童福祉司(30代男性)の2名
J 県 Q 市児童相談所	・4月11日(月)～15日(金)5日間(移動日別) ・5月15日(月)～21日(金)5日間(移動日別)	児童福祉司(男)、児童心理司(女)各1名
I 県中央児童相談所	5月2日(月)～6日(金)5日間(移動日別)	児童福祉司(男)、児童心理司(女)各1名
F 県中央児童相談所	【I】3/23～3/27、 【II】4/3～4/7	【I】心理司(1) 【II】心理司(1)
G 県 O 市児童相談所	4月5日～4月8日(4日間)最終日は、前日の夜間に震度6強の余震があり、支援活動は中止した。	
D 県中央児童相談所	・4月5日～7日(3日間) ・5月23日～27日(5日間) ・5月30日～6月3日(5日間) ・8月22日から26日(5日間)の4回	児童福祉司(1名)と心理司(1名)の2名

児童相談所名	③どこで	④何を
H 県 P 市児童相談所	B 県児童相談所及び B 県 2 町の避難所等	・要保護児童の確認。 ・避難児童、保護者の状況確認、調査等。 ・避難所等現場スタッフの支援。

E 県中央児童相談所	B 県(足がないので車を持ち込んで欲しいとの事前依頼あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4/12:夕方に B 県中央児相相着。B 県 K 児相の指示・説明を受ける。</li> <li>・4/13: K 児相 1 名とともに避難所巡回(避難所内の孤児・遺児の調査)児相所在地の市と隣町。夕方、隣町の保育所保育士より「巡回保育をしたいので一緒に巡回して欲しい」と依頼。巡回保育中に気になる子を発見し、K 児相につないで欲しいとのこと。</li> <li>・4/14: 隣町内の 4 か所の避難所を巡回→①保育場面の観察、②避難所になっていた寺の住職に聞き取り、③避難所内の人たちに聞き取り、④保育士が気になっていた子の家庭訪問</li> <li>・4/15: 原子力発電所内の体育館@避難所の巡回保育。夕方、B 県中央児相に報告→E 県に戻る。</li> </ul>
J 県 Q 市児童相談所	B 県中央児童相談所管内の避難所、学校、保育所を巡回訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災孤児の把握・安否確認。</li> <li>・「心のケア」実施機関の情報提供</li> <li>・心のケアが必要な児童の父母に助言(その他被災住民との直接のやり取りはなかった)。</li> </ul>
I 県中央児童相談所	B 県 K 児相相談所(児童相談所所在地にある大学内の仮庁舎)管内の避難所、保育所を巡回訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災孤児の把握。</li> <li>・「心のケア」実施機関の情報提供</li> <li>・里親制度(親族里親・後見人選任手続き)の情報提供。</li> <li>・保育所職員への助言指導(児童を行動観察し要指導児童を発見)。</li> <li>・保育所職員自身への心のケア。</li> </ul>
F 県中央児童相談所	【I】A 県 U 保健所 【II】A 県 U 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>【I】F 県が組織した「心のケアチーム」の一員として、医師や保健師とともに、避難所を巡回した。対象は子どもに限定せず、大人の不安や不眠への対応を医師が中心となっておこった。</li> <li>【II】F 県が組織した「心のケアチーム」の一員として、医師や保健師とともに、</li> </ul>

		避難所を巡回した。対象は子どもに限定せずに、大人の不安や不眠への対応を医師が中心となっておこなった。この頃になると、NPOや現地医療チームとの連携で活動が行われた。
G県O市 児童相談所	厚生労働省からの依頼があり、B県K児童相談所の応援ということだが、K児童相談所の建物は津波の被害を受け水没していたので、M市にある中央児童相談所に間借りをし、そこを拠点にして活動した。	・主にK児童相談所の管轄地域の4つの自治体にある避難所の巡回をした。各避難所では、その代表者に聞き取りをし、要保護児童の実態把握と、被災児童の心のケアについてのポスターの掲示を依頼した。第1日目は、2人は残り向こうの児相のスタッフと一緒に避難所マップ作りをし、あとの2人は向こうのスタッフ1名と一緒にV市を巡回した。二日目はW市を、三日目は避難所になっている某企業の社宅とX町の山間部を堺市4名と向こうのスタッフ1名とで巡回した。
		・代表者の話では地震直後で混乱しており、今のところ、両親をなくし子どもだけになっている子はいないとのこと。親も行方不明になって生死の状況がわからない。直後は子どもだけであった子も、家族や親族が迎えに来ていた。直接子どもと会って話をすることはなかった。 ・ある小さな避難所では、子どもがひとりだけいて家族や大勢の大人に囲まれ生活し、情緒的にも安定はしていた。いつも身近な大人がいてくれ、誰かいつも一緒にいてあげることが良いことだと助言をした。
D県中央児童相談所	厚生労働省からの依頼メールが、県本庁経由で来た。あつ	・被災地では、現地児相の職員とそれぞれペアを組んで活動した。避難所を回ってパンフを配った。 ・要望により、ナビ付きの公用車にガソリンを満タン

ちこっちから依頼がくるとはなかった。派遣先は、依頼のあったB県K児童相談所とK支所。	にして、非常食や寝袋を積み込んで、高速の無料通行証を持たせた。 ・「車が一番ありがたかった」と言われた。
--	---

## 2) 中期の段階(復旧・復興に向けた活動段階)の支援

中期の段階(復旧・復興に向けた活動段階)に人員派遣を行っていた児童相談所は、今回ヒアリングを実施した7か所のうち、3か所であった。初期の段階(発災直後の緊急段階)と中期の段階(復旧・復興に向けた活動段階)の支援内容は、長期派遣の場合を除いて大きな違いは見受けられない。

### 【派遣時期等】

4月から中期の段階(復旧・復興に向けた活動段階)と考えている児童相談所もあるが、5月以降が中心と思われる(長期派遣を除く)。繰り返し短期派遣を行ったところもある。

### 【派遣された職種や人数】

児童心理司や児童福祉司であり、派遣人数は各1~2名である。

### 【活動内容】

- ・震災孤児の把握。
- ・「心のケア」実施機関の情報提供。
- ・里親制度(親族里親・後見人選任の手続き)の情報提供。
- ・保育所職員への助言指導(気になる子ども)

もの発見)。

- ・要保護児童の把握。
- ・子どもへの対応。
- ・避難所巡回。
- ・保育所、幼稚園の巡回を実施し、助言指導。
- ・現地支援者への支援。
- ・長期派遣では、通常業務の支援。

児童相談所名	①時期・期間 (平成23年)	②誰が
I 県中央児童相談所	8月1日(月)～5日(金)5日間(移動日別)	児童福祉司(男)、児童心理司(女)各1名
F 県中央児童相談所	【Ⅲ】4/5～4/11 【Ⅳ】5/9～5/13 【Ⅴ】5/16～5/20 【Ⅵ】9/16～3/31	【Ⅲ】心理司(1) 【Ⅳ】福祉司(1) 【Ⅴ】福祉司(1) 【Ⅵ】心理司(1)

児童相談所名	③どこで	④何を
I 県中央児童相談所	B 県 K 児童相談所(児童相談所所在地にある大学内の仮庁舎)管内の避難所、保育所等を巡回訪問	・震災孤児の把握 ・「心のケア」実施機関の情報提供 ・里親制度(親族里親・後見人選任手続き)の情報提供 ・保育所職員への助言指導(児童を行動観察し要指導児童を発見) ・保育所職員自身への心のケア
F 県中央児童相談所	【Ⅲ】B 県 K 児童相談所を起点に管内の数自治体など。 【Ⅳ】B 県 K 児童相談所を起点に管内の数自治体など。	【Ⅲ】厚労省からの要請により F 県の児相で組織したチームの一員として、避難所を回り要保護児童の把握や子どもへの対応など。 【Ⅳ】厚労省からの要請により F 県の児相で組織したチームの一

	【Ⅴ】B 県 K 児童相談所を起点に管内の数自治体など。 【Ⅵ】長期派遣員として。	員として、避難所を回り要保護児童の把握や子どもへの対応など。 【Ⅴ】避難所以外にも、保育所や幼稚園を巡り、日常ケアや子どもへの表れへの助言など、現地支援者への支援も行う。 【Ⅵ】B 県 K 児童相談所の通常業務の支援。
D 県中央児童相談所		・厚生労働省から依頼が来て、実際に派遣するまで時間的な余裕がなかった。その都度、依頼が断続的であり、それに対応していたが、支援を必要とする期間の全体がわかっていれば、もう少し計画的に対応ができたと思う。 ・最初は B 県 K 児童相談所支所の近くの児童養護施設に宿泊させてもらったが、それ以後は、ビジネスホテルに泊まって、K 児相に通った。 ・宿泊先等について現地児相に確認したが、現地で何をやるのかということについては事前の調整がなかった。

### 3) 初期の段階(震災直後の緊急段階)の支援上の課題

大きく「派遣される者・期間等の課題」、「移動についての課題」、「派遣に関するマネジメントの課題」、「支援内容・範囲の課題」、「派遣先での指示命令システムの課題」、「支援方法や支援内容の課題」、「被災者に受け入れてもらえやすい工夫の必要性」、「現地スタッフへの支援に関する課題」、「その他」に分類できると考えられる。それぞれの内容については以下である

#### 【派遣される者・期間等の課題】

- ・同じ人が同じ場所に何度も支援にいかないと意味がない。ノウハウが蓄積・引き継ぎされない。被災地側も何度も同じ説明をしないとイケない。支援側にとってもストレス。覚えた頃に帰ることになる（支援派遣期間も短い）。
- ・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーション（2時間～半日）し、負担をかけてしまった。
- ・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーションし、負担をかけているので、前任派遣者が後任派遣者に引き継ぐようにすればよい。
- ・派遣要員の決定し派遣準備をしていたが、派遣時期の決定まで相当期間待機状態であった。もう少し早期に派遣予定を知らせてもらいたい。
- ・派遣職員が事前に会得すべき専門的知識や技術を事前に研修してほしい（項目だけでも）。
- ・向こうの児相の車も水没してしまい使えず、事前情報があれば良いと思った。

#### 【移動についての課題】

- ・避難所からの移動が大変・無駄な時間にも思えた。
- ・車1台で行ったので、車2台あれば4名が分散して活動し、支援の幅が広がったのではないか。
- ・M市から避難所までの移動時間は片道2～3時間かかり、現地での活動が2時間ぐらいと少なかった。暗くなると、避難所の人にも迷惑をかけるし、とてももどかしさを感じた。

#### 【派遣に関するマネジメントについての課題】

- ・厚生労働省のマネジメントがひどい。派遣職種・地域など厚生労働省の指示は無茶で不的確。
- ・派遣準備はしていたが、派遣時期について情報が錯そうしており、問い合わせ先も不明であった。3、4日前の派遣決定でもう少し早く派遣予定を知らせてもらいたい。現地と派遣側との間に多くの組織が入り過ぎているのではないか。

#### 【支援内容・範囲の課題】

- ・どこまで支援していいのか。被災地側の遠慮が大きかった。
- ・県主催の事前研修（「心のケア」について1日）、市主催の事前研修（「放射能対策」、「心のケア」）はあったものの、派遣業務の内容が不明のまま現地入りしたので不安だった。
- ・心理司の業務として「心のケア」をと知らされていたが即自的にできることではないので、心のケアを受けられる機関紹介に終わった。派遣職員に期待される業務はソーシャルワーカー的なものが圧倒的に多かったので今後は派遣職種に工夫が必要と思われる。
- ・要保護児童の把握と心理ケアの使命を受け出向いたが、かなり初期の段階で行ったので、被災の方から見てどう映っているのかと思った。一応、遠いところからきてくれたと感謝の気持ちは聞けたが。

#### 【派遣先での指示命令系統の課題】

- ・他府県出張という形式ではあったが、派遣業務についてはB県中央児相の要請に従

えということであったが、何かあった場合の指揮命令責任が不明確なままであった。

**【支援方法や支援内容の課題】**

・派遣業務のガイドラインのようなものがよかった。特に保育所の保育士への助言に役立つもの（「震災ごっこ遊び」の意味、トラウマを有している子どもへの対応の仕方、）が必要だった。

・緊急ケースへの対応を始めとする具体的支援活動が必要なものは児相にと言われていたが、市町村が機能不全に陥っているので長期的には無理だと思われた。

**【被災者に受け入れてもらえやすい工夫の必要性】**

・治安が悪くなっていたこともあり、飛び込み訪問では避難者は外部者である派遣者に警戒的であった。そのため、受け入れ児相職員がその都度同行するという負担をかけることになった。派遣者の身分を避難者が簡単・確実に確認できるように共通の腕章と身分証明書があればよかった。

**【現地スタッフの支援に関する課題】**

・向こうのスタッフ（支援者）も被災者であり、その支援者にもケアする体制作りが必要だと感じた。向こうのスタッフはほとんど自宅に帰れず休みをとっていない人が多い。

**【その他】**

・大きな余震があったりして、現地職員、支援職員ともに支援を中止せざるを得なかった。

上記記載内容と重複する内容も多いが、より具体性を確保するため以下に一覧を付す。

児童相談所名	①時期・期間（平成23年度）	②誰にとって
H県P市児童相談所	初期	厚生労働省
E県中央児童相談所	慢性的に	支援者にとっても被災地にとっても。
J県Q市児童相談所	4月中旬・5月中旬、いずれも5日間	児童福祉司（男）、児童心理司（女）各2名
I県中央児童相談所	5月上旬・同年8月上旬、いずれも5日間	児童福祉司（男）、児童心理司（女）各2名

児童相談所名	③どこで	④何が
H県P市児童相談所	支援への依頼が急に打診される（派遣希望日の前日など）。	
E県中央児童相談所	被災地にて。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ人が同じ場所に何度も支援にいかないという意味がない。ノウハウが蓄積・引き継ぎされない。被災地側も何度も同じ説明をしないといけない。支援側にとってもストレス。覚えた頃に帰ることになる（支援派遣期間も短い）。</li> <li>・宿泊地がM市内だったため、避難所からの移動が大変・むだな時間にも思えた。</li> <li>・厚生労働省のマネジメントがひどい。派遣職種・地域など厚生労働省の指示は無茶で不的確。</li> <li>・どこまで支援していいのか？被災地側の遠慮が大きかった。もっと甘えて欲しかった（地域性？）。</li> </ul>

J 県 Q 市 児童相談所	B 県中央 児童相談 所管内の 避難所、 学校、保 育所を巡 回訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣準備はしていたが、派遣時期について情報が錯そうしており、問い合わせ先も不明であった。3、4 日前の派遣決定でもう少し早く派遣予定を知らせてもらいたい。現地と派遣側との間に多くの組織が入り過ぎているのではないか？</li> <li>・他府県出張という形式ではあったが、派遣業務については B 県中央児相の要請に従えということであったが、何かあった場合の指揮命令責任が不明確なままであった。</li> <li>・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーション（2 時間～半日）し、負担をかけてしまった。</li> <li>・県主催の事前研修（「心のケア」について 1 日）、市主催の事前研修（「放射能対策」、「心のケア」）はあったものの、派遣業務の内容が不明のままで現地入りしたので不安だった。</li> <li>・派遣業務のガイドラインのようなものがよかった。特に保育所の保育士への助言に役立つもの（「震災ごっこ遊び」の意味、トラウマを有している子どもへの対応の仕方、）が必要だった</li> <li>・緊急ケースへの対応を始めとする具体的支援活動が必要なものは児相にと言われていたが、市町村が機能不全に陥っているので長期的には無理だと思われた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・治安が悪くなっていたこともあり、飛び込み訪問では避難者は外部者である派遣者に警戒的であった。そのため、受け入れ児相職員がその都度同行するという負担をかけることになった。派遣者の身分を避難者が簡単・確実に確認できるように共通の腕章と身分証明書があればよかった。</li> <li>・派遣職員を受け入れるたびに受け入れ児相がオリエンテーションし、負担をかけているので、前任派遣者が後任派遣者に引き継ぐようにすればよい。</li> <li>・心理司の業務として「心のケア」と知らされていたが即自的にできることではないので、心のケアを受けられる機関紹介に終わってしまった。派遣職員に期待される業務はソーシャルワーカー的なものが圧倒的に多かったので今後は派遣職種に工夫が必要と思われる。</li> </ul>
I 県中央 児童相談所	B 県 K 児童 相談所管 内の避難 所、保育 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣要員の決定し派遣準備をしていたが、派遣時期の決定まで相当期間待機状態であった。もう少し早期に派遣予定を知らせてもらいたい。</li> <li>・派遣職員が事前に会得すべき専門的知識や技術を事前に研修してほしい(項目だけでも)。</li> </ul>	G 県 O 市 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車 1 台で行ったので、車 2 台あれば 4 名が分散して活動し、支援の幅が広がったのではないかと。向こうの児相の車も水没してしまい使えず、事前情報があれば良いと思った。</li> <li>・M 市から避難所までの移動時間は片道 2～3 時間かかり、現地での活動が 2 時間ぐらいと少なかった。暗くなると、避難所の人にも迷惑をかけるし、とてももどかしさを感じた。</li> <li>・要保護児童の把握と心理ケアの使命を受け出向いたが、かなり初期の段階で行ったので、被災の方から見てどう映っているのかと思った。一応、遠いところからきてくれたと感謝の気持ちは聞けたが。</li> </ul>